

## 郡山市中小企業等省力化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人手不足解消に取り組む市内の中小企業等を支援するため、中小企業省力化投資補助金交付規程（規程令6第4号）により補助金（以下「国補助金」という。）の額の確定の通知を受けた事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の中小企業者等に係る国補助金（カタログ注文型に限る。）について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに交付すべき国補助金の額の確定の通知を受けている者
- (2) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国補助金のカタログ注文型における交付対象となりうる製品の導入に要する経費とし、補助金の額は補助対象経費の4分の1以内の額で、1事業者当たり100万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、令和9年3月31日までに、郡山市中小企業等省力化支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書の写し（国補助金に係るもの）
- (2) 交付すべき国補助金の額の確定の通知の写し
- (3) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (4) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

郡山市中小企業等省力化支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 住所（事業所の所在地）

（フリガナ）

事業所（名称及び代表者名）

電話番号

郡山市中小企業等省力化支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名		本支店名	
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義（カタカナで記入）			

添付書類

- 1 事業実績報告書の写し（国補助金に係るもの）
- 2 交付すべき国補助金の額の確定の通知の写し
- 3 同意書兼誓約書（第2号様式）
- 4 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

同意書兼誓約書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所（事業所の所在地）

（フリガナ）

事業所（名称及び代表者名）

電話番号

郡山市中小企業等省力化支援事業費補助金の交付申請に伴い、下記の事項について同意及び誓約します。

なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された当該補助金を一部又は全部返還することに同意します。

記

- 1 税務担当課へ次の税目の納付状況（税目、税額、申告の有無等）を確認すること。  
【個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税】
- 2 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽がないこと。